

令和3年5月11日

生徒の皆さん
保護者の皆様

県立赤穂高等学校
校長 行本 健一

緊急事態宣言下における学校生活について（お願い）

本県には5月31日まで緊急事態宣言が出されています。5月12日から学校における教育活動について、一部変更があります。注意事項を下記に示しますので守って下さい。

記

○登下校時について

- ・マスクを必ず着用し、マスクを外しての会話を行わない。

○学校生活について

- ・マスクの着用を徹底する。
- ・食事中はマスクを外しての会話を行わない。

○部活動について

- ・感染防止対策を実施した上で、平日（4日）2時間以内の校内での活動が可能。
- ・練習試合、合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。
- ・土日は原則休止とする。
- ・ただし、公式戦を控えている部活動の練習については、大会初日の3週間前から可能。活動場所は校内のみとし、活動時間は土日のいずれか1日で3時間以内とする。

○その他

- ・学習塾などの習い事は事業者が実施している感染防止対策を遵守する。
- ・学習塾などの習い事は、本人に加え、家族に発熱等の風邪症状がある場合やPCR検査受診者がいる場合は参加しない。
- ・学習塾などの習い事の行き帰りにはマスクを着用する。
- ・コンビニでの飲食、会話などは避け、速やかに帰宅する。

昨年度から続く新型コロナウィルス対策として、皆さんは大変不自由な思いをしていることと思います。全国の状況を見ますと、私たちは感染拡大防止に努めなければなりません。

では、なぜ感染拡大防止に努めねばならないのでしょうか。それは、一人の感染者が一つのベッドを占有し、そのことが医療機関をひっ迫させるからです。大げさな言い方をすると、感染防止対策をせずに感染することが、真に治療を必要としている方の命を危険にさらすことにつながるからです。ですから私たちは、「感染しているかもしれないが無症状である」という意識をもつて、感染拡大防止を徹底することが、一番必要なのです。

一人一人の感染防止対策は、自分の命だけでなく、他者の命を守る行動です。命を守ることに油断は禁物です。このことは皆さんならわかるはずです。

この災いはいつか収束します。それまでは「自分の命と他者の命を守る」という意識をもって行動してください。